別記様式３

**設計等共同体協定書（乙）**

（目的）

第１条　　当該設計等共同体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　　北海道発注に係る　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務（当該業務の内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）

（２）　　前号に付帯する業務

（名称）

第２条　　当設計等共同体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　設計等共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　　当共同体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　　当共同体は、令和　　年　　月　　日に成立し、業務の委託契約の履行を完了するまでは解散することができない。

　　　２　　業務を受託することができなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　　当共同体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　住所

　　　　商号又は名称

　　　　住所

　　　　商号又は名称

　（代表者の名称）

第６条　　当共同体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当共同体の代表者は、業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い委託契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２ 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。

なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

　（分担業務）

第８条　　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務　　　（構成員名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務　　　（構成員名）

２　　前項に規定する分担業務の価格については、運営委員会が定めた発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

　（運営委員会）

第９条　　当共同体は構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、業務の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　　各構成員は、運営委員会が作成した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　　当共同体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　（構成員の必要経費の分配）

第12条　　構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

　（共通費用の分配）

第13条　　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

　（構成員の相互間の責任分担）

第14条　　構成員は、その分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

　　２　　構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。

　　３　　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

　　４　　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

　（業務途中における構成員の脱退）

第16条　　構成員は、当共同体が業務を完了する日までは脱退することができない。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２ 前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第18条　　当共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第19条　　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　設計等共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本　　通及び副本　　通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員自らが所持し、副本については競争参加資格審査申請のため北海道建設部長に提出する。

　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

共同体の名称　　　　　 　 　設計等共同体

代表者 　住所

　　商号又は名称

　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

　構成員 住所

　　商号又は名称

　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　